

別紙様式3(一般競争入札)

平成 27 年度広島森林管理署公共工事契約状況

平成 27 年 7 月 14 日

分任支出負担行為担当官

広島森林管理署長 富田 幸一

工事名		施工場所		工事種別	工事概要	入札方式
野路山林業専用道新設工事		広島県呉市安浦町外 野路山国有林		林道工事	延長520m	一般競争入札(施工体制確認型 総合評価落札方式)
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の称号又は名称及び住所		
28,902,000 円	24,780,800 円	平成 27 年 7 月 14 日		広島県呉市郷原町7195 荒岡建設株式会社		
契約金額(税抜き)	工事の着手の時期		工事完成の時期			
26,600,000 円	平成 27 年 7 月		平成 28 年 3 月			

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格

別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の称号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の称号又は名称及びその者を参加させなかった理由

別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり

○入札者の称号又は名称及び各入札者の各回の入札金額

別紙「入札筆記書」(別添2)のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳

別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

○予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合

・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別紙「入札公告」のとおり

・落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成27年5月27日

分任支出負担行為担当官
広島森林管理署長 富田 幸一

1 工事概要

- (1) 工事名 野路山林業専用道新設工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 広島県呉市安浦町外(野路山国有林)
- (3) 工事内容 林業専用道新設延長 520m
- (4) 工期 契約締結日の翌日から起算して236日間
- (5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施行計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式により行う。
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事に於いて主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が10km程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することが出来るものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局における平成27・28年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事のB,C,D等級」の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 平成12年4月1日から平成27年3月31日までの間に元請として完成・引渡し完了した、下記のア)からウ)のいずれかの要件を満たす工事の施工実績(以下「同種工事」という。)を有すること(経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。)

同種工事：下記のア)からウ)のいずれかの実績が必要です。

ア) 林道(林業専用道を含む)新設工事(自動車道2級以上)

イ) 保安林管理道等(資材運搬路を含む)新設工事(自動車道2級以上)

ウ) 補強土壁工、コンクリート擁壁工、ブロック積工のいずれかの工種を有する林道(林業専用道を含む。)改良工事若しくは林道(林業専用道を含む。)災害復旧工事(契約金額500万円以上に限る。)

なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績表の評定点(以下「評定点」という。)が65点以上のものに限る。

共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

- (5) 当該工事の施工実績等に係る技術提案書が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき専任で配置できること。
ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。
- ① 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの何れかに該当する者。
- ② 平成12年4月1日以降平成27年3月31日までに完成・引渡し完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。
共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。ただし、経常建設企業体であつては、1人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該経験が森林管理局長等が発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは経験として認めない。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ④ 本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 森林管理局長等が発注した工事で、平成25年度及び平成26年度に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)

- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、広島県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県に所在すること。また、共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務のない者を除く。)でないこと。
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (14) (2)の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。
 この場合、(1)及び(3)から(13)までの事項を全て満たしているときは、開札の時ににおいて(2)の事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。
 ただし、開札の時に(2)の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間
 平成27年5月28日から平成27年6月10日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
 - ② 競争参加資格確認申請書・資料の提出場所
 〒730-0822 広島県広島市中区吉島東3丁目2番51号
 広島森林管理署 総務グループ
 電話 050-3160-6145
 - ③ 技術提案書の提出場所
 〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75
 近畿中国森林管理局 経理課
 電話 06-6881-3479
 - ④ その他
 電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、FAX等によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。
 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を持参又は郵送(書留郵便に限る。)する場合は上記②に、技術提案書を持参又は郵送(書留郵便に限る。)する場合は上記③に送付すること。
- (3) 技術提案書は、入札説明書に基づき作成するものとし、申請書及び資料と併せて提出すること。
- (4) 上記(2)の①に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み
 本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 上記2の(5)の技術提案、上記3の(1)の資料で示された実績等により、最大30点の加算点を与える。
- ③ 上記2の(5)の技術提案、上記3の(1)の資料、下記6の(12)の施工体制に関するヒアリング及び追加資料等の内容に応じて、最大30点の施工体制評価点を与える。
- ④ 得られた標準点及び加算点(並びに施工体制評価点)の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

- ① 企業に関する事項
- ② 配置予定技術者に関する事項
- ③ 地域への貢献
- ④ 施工体制の確保に関する事項

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格及び技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点(及び施工体制評価点)を加えた点数をその入札価格で除して評価値(評価値＝{(標準点＋加算点＋施工体制評価点)／入札価格})を算出し、次の条件を全て満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格では、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値(基準評価値)を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局：3の(2)の②と同じ

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステムから入札説明書等必要な情報を入手すること。

なお、やむを得ない事情等により承諾を得て、紙入札方式により入札を予定している者等には下記①～③により交付する。

- ① 交付期間：平成27年5月27日から平成27年7月5日まで(休日を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
- ② 交付、閲覧場所：上記(1)と同じ
- ③ その他：配付資料は無料である。電子データを交付するので、電子データを記録することができる記録媒体(CD-R,CD-RWに限る。)を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。なお、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

- ① 電子入札方式による入札の開始は、平成27年7月1日9時00分、締め切りは、平成27年7月6日9時30分。
- ② 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、平成27年7月6日9時30分に広島森林管理署会議室へ持参のうえ入札すること。
- ③ 開札は、平成27年7月6日10時00分に広島森林管理署会議室において行う。

- ④ 紙入札方式による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金：免除
 - ② 契約保証金：納付
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
 - ア 利付き国債の提供
 - イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 工事費内訳書の提出
第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。発注者の承諾を得て紙入札方式により入札する場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること(様式は任意)。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。
- (4) 入札の無効
 - ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
 - ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。
- (5) 配置予定主任技術者等の確認
落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム)等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定主任技術者等の変更は認められない。
- (6) 契約書作成の要否：要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3の(2)の②と同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 技術提案書の内容のヒアリング
技術提案書の内容についてのヒアリングは原則行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (10) 技術提案書の採否
技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。

- (11) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」(平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知)による。
- (12) 施工体制を評価するために、技術提案書等の内容のヒアリングとは別に、施工体制に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。
- (13) 建設業者においては、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており、工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。
- (14) 低入札価格調査又は特別重点調査を受けた者で過去2年度間の竣工工事で成績評定点が65点未満を通知された者と契約する場合は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記2の(6)に定める要件を満たす技術者を1名現場に配置することとする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ

「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」

をご覧ください。

(別添1)

競争参加資格確認結果書

工 事 名 : 野路山林業専用道新設工事
発 注 機 関 名 : 広島森林管理署
入 札 公 告 日 : 平成27年5月27日
競争参加資格確認結果通知日 : 平成27年6月17日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
石原建設株式会社	有	
荒岡建設株式会社	有	

(備考)

1 「資格の有無欄」には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がない場合には「無」と記載すること。

2 「資格がないと認めた理由」欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

入札筆記書

調達案件番号 003805014020150005
 調達案件名称 野路山林業専用道新設工事(広島森林管理署)

業者名称	業者区分	入札第1回			結果
		金額	技術評価点	評価値	
荒岡建設(株)		26,600,000	154.23	5.798	落札
石原建設(株)		辞退			

結果 落札者決定
 入札執行月日 平成27年7月6日
 部署 近畿中国森林管理局広島森林管理署
 入札書比較価格 (税抜き) 28,902,000
 予定価格 (税込み) 31,214,160
 調査基準価格 (税抜き) 24,780,800
 基準評価値 3.459

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名 富田 幸一



立会担当署名 伊藤 慎一



平成 27 年度

工 事 名 野 路 山 林 業 専 用 道 新 設 工 事

公 表 積 算 因 子

広島県呉市、東広島市（野路山国有林）

*単価番号No.2000～No.3999番までは、森林整備必携等公表歩掛を準用している。

近畿中国森林管理局
広島森林管理署

施 業 経 費 内 訳 書

広島森林管理署

明細No.	工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	切土工	4.000	工種	—	1,958,000	
2	盛土工	3.000	工種	—	1,702,000	
3	擁壁工	4.000	工種	—	1,537,000	
4	排水施設工	12.000	工種	—	2,635,000	
5	積工	2.000	工種	—	523,000	
6	法面保護工	3.000	工種	—	1,757,000	
7	路盤工	3.000	工種	—	2,759,000	
8	伐開・除根工	1.000	工種	—	540,000	
9	仮設工	1.000	工種	—	3,214,000	
10	構造物撤去工	1.000	工種	—	49,000	
	細計				16,674,000	(直接工事費)
11	間接工事費 共通仮設費	1.000	式	—	2,144,000	
	細計				2,144,000	
	小計				18,818,000	(純工事費)
12	間接工事費 現場管理費	1.000	式	—	5,861,000	
	小計				5,861,000	
	計				24,679,000	(工事原価)
13	一般管理費等	1.000	式	—	4,222,000	
	計				4,222,000	
	廃棄物処理費	1.200	m3	—	1,000	
	計				1,000	
	合計				28,902,000	(工事価格)

